

令和4年度の取組状況報告

- 五條市P.1
- 天川村P.2
- 野迫川村P.3
- 十津川村P.4
- 下北山村P.5
- 上北山村P.6
- 奈良県P.7~8
- 紀の川ダム統合管理事務所P.9
- 紀伊山系砂防事務所P.10~15
- 関西電力(株)P.16
- 電源開発(株)P.17~29
- 奈良地方気象台P.30~32

五條市の取組状況

取組機関名	五條市
具体的取組	防災教育
主な内容	小中学生を対象にした防災教育

○小中学生を対象にした防災教育

平成23年9月の紀伊半島大水害を風化させないために、これからの将来を担う子どもたちへ災害の恐ろしさや災害から学んだ教訓を継承

- 五條小学校、五條南小学校、五條中学校の生徒を対象に令和4年8月に防災教育を実施。
- 五條市における過去の災害事例を学習し、被災地（五條市大塔町宇井地区）を見学。
- 自分たちが住んでいる地域を舞台にハザードマップを活用し、マイタイムライン作り訓練を実施。
- 段ボールベッド等の組立を通じた避難所体験

○参考写真



○感想等

■事例学習・被災地見学

実際に被災地に足を運ぶことで、机上で学習するよりも被害の規模や復旧復興までのイメージが湧き、より一層の理解を深めれたと思われる。

■マイタイムライン作り

自宅や学校、避難所を結ぶ経路にどのような危険箇所があるか確認できたことに加え、早めの避難の重要性や事前にできる取組について学んでもらうことができた。

天川村の取組状況

共通 ・ 国管理区間 ・ **県管理区間**

取組機関名	天川村
具体的取組	災害啓発・災害に備えた平時体制の強化
主な内容	災害啓発・災害協定の締結

避難情報見直しの再周知・早期避難の呼びかけ

令和3年5月20日災害対策基本法が改正され、逃げ遅れの発生を防ぐため「避難指示」、「避難勧告」の一本化や「緊急安全確保」という項目が新設されるなど、避難情報の見直しが行われた。天川村においても施行時には広報誌への掲載や自治体放送で発信するなど、住民への周知を行った。

近年、本村においては幸いにも大きな自然災害がなく避難情報を発令する機会が無かったことから、避難情報の見直しについて実感が持てていないことが現状であったため、本年度も出水期前には再周知を行うなどの啓発活動を実施した。

9月に発生した台風14号では、一時は伊勢湾台風並みの勢力にて上陸が予想されるなど、10年に1度しか起こらないような大規模な災害が発生する可能性があるとの情報を踏まえ、村内自治体放送において避難情報の見直しについて周知を行うとともに、早期避難を実施するよう啓発し、逃げ遅れによる被害の発生が起らないよう務めた。

避難情報が見直されています
「避難勧告」が廃止されました
「避難指示」にて必ず避難してください。

警戒レベル 5: 緊急安全確保 (新たな避難情報等)
 警戒レベル 4: 避難指示 (ひなんしじ) (警戒レベル4までに必ず避難!)
 警戒レベル 3: 高齢者等避難 (ひろうしやうとうりやう) (避難準備・高齢者等避難開始)
 警戒レベル 2: 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
 警戒レベル 1: 早期注意情報 (気象庁)

ヤフー災害協定の締結

天川村では、有事の際には伝達の即時性から自治体放送並びに無線放送にて情報の発信を行っている。また、ハザードマップ（「天川村防災情報マップ」呼称）の全戸配布や、ホームページでの防災情報の発信など平時からの防災意識について啓発している。

一方で、各種放送や全戸配布においては村内在住者向けの対応であることから、高齢者などの村内在住の家族の避難に際し、村外在住の方が情報収集を行うにあってはホームページを活用するほか無い。したがって、災害時にはアクセス集中により、確認に時間を要す、あるいは確認できない可能性が懸念される。

本年度、株式会社ヤフーを締結した災害協定において、キャッシュサイトの機能を活用することで、天川村のサイトをキャッシュ（コピー）したものを、災害時にはYahoo! JAPANサーバー上にて閲覧が可能となり、アクセス集中によるサーバー負荷への対処が可能となった。



【天川村の防災情報ページ】
 →このページが災害時には
 キャッシュサイトとして閲覧可能

野迫川村の取組状況

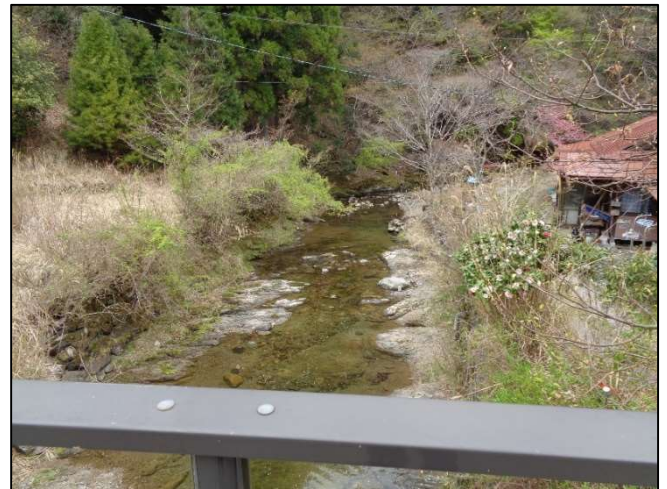
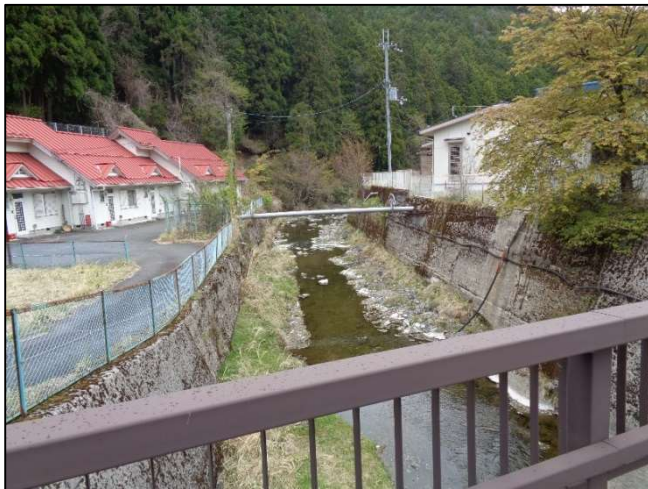
取組機関名	野迫川村
具体的取組	定点カメラ設備の整備
主な内容	台風時等に備え、河川状況が把握できるよう定点カメラの設置を行った。

村内各所へ定点カメラの設置

台風や、災害時に災害対策本部において、道路状況や河川状況を把握し、早急に情報収集・状況判断ができるよう、村内8か所へ定点カメラの設置を行う。カメラの映像は、常に役場にて一元監視を行い、いつでも確認ができるように整備する。本カメラの設置により、現場確認へ向かう前に早急に状況把握ができ、早期避難につなげる。

また、役場で管理する映像とともに、村内人気スポットへライブカメラの設置を行い、本村へ来訪を検討している方々が道路、河川、観光地等の状況を自身で確認できるよう整備し、来訪者の利便性向上を図る。

設置予定箇所（一部）



取組機関名	十津川村
具体的取組	1. 小学校での防災教育の実施 2. 福祉避難所への避難支援
主な内容	1. 奈良県警察、奈良県砂防課との防災教育（土砂災害）の実施 2. 災害時における福祉避難所への避難支援につて消防団と連携体制の整備

1. 小学校での防災教育の実施

奈良県五條警察署十津川警察庁舎と奈良県砂防・災害対策課と連携し、村内小学校において防災教室を実施した。

■実施場所

- 十津川第一小学校（対象学年：4,5年生）
- 十津川第二小学校（対象学年：3,4年生）

■内容

- (1) 奈良県五條警察署十津川警察庁舎
災害時における警察署の業務内容の説明
救助用資機材等の展示、機器の操作体験等
- (2) 奈良県砂防課
土砂災害についての講義
模型を活用した土砂災害発生時のシミュレーション



左：奈良権五條消防署十津川警察庁舎による救助用資機材等の展示、資機材の操作体験等
右：奈良県砂防・災害対策課による土砂災害についての講義

2. 福祉避難所への避難支援

災害時、福祉避難所（村、社会福祉法人で協定を締結した施設）へ避難したい要支援者の避難支援について、消防団との連携した避難支援の体制を整備した。

■概要

防災気象情報レベル3高齢者等避難発令時、村で把握している要支援者が福祉避難所へ避難を行いたい場合に、村と消防団は情報を共有し要支援者の避難支援を行う。

■実績

- 対象災害：台風14号（令和4年9月19日）
- 避難者：1名
- 避難支援者：消防団

下北山村の取組状況 (堆積土砂撤去等)

取組機関名	下北山村
具体的取組	①洪水を河川内で安全に流す対策に関する事項、流出抑制に関する事項、
主な内容	河道内樹木の伐採や河道内堆積土砂の除去等、森林の整備・治山事業

○熊野川水系河川の堆積土砂撤去

■河川の堆積土砂撤去（砂防事業）

河川の氾濫などの原因となる川底の上昇を防ぐため、熊野川水系の西の川流域の土砂撤去を行いました。

（撤去土量2600m³）

また、同流域における土砂撤去について奈良県にも要望を行い、県事業としても撤去いただいております。

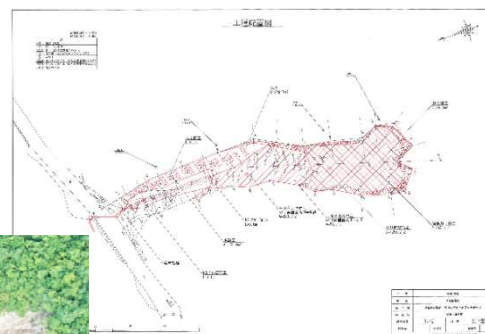
（撤去土量8580m³）



■池郷川支流タカオ谷治山事業 山腹崩壊の恐れがあるエリアについて奈良県に要望を行いました。

池郷川支流タカオ谷の治山事業を進めて頂いております。

（実施面積1,000m²）



■森林整備事業

森林整備事業として植樹0.18ha、作業道整備281mの整備を行いました。その他26.47haの間伐に対し補助金の交付を行いました。

■その他の災害防除工事

インフラの損壊により復旧、復興が遅れる事態を防ぐため、村道の災害防除事業を実施しました。（村道池郷線）



上北山村の取組状況

取組機関名	上北山村
具体的取組	水防活動の強化に関する事項
主な内容	ハザードマップ再整備、堆積土砂撤去

○ハザードマップの再整備

土砂災害特別警戒区域(レッド区域)を反映させたハザードマップを作成し、全戸配布、公表する予定で作成を進めています。



○河川の堆積土砂撤去

河川の氾濫の原因となる河床上昇を防ぐため、新宮川(熊野川)水系の北山川、小椽川流域の堆積土砂撤去について奈良県及び電源開発株式会社に要望を行い、堆積土砂の撤去工事を実施して頂いています。

(令和4年度予定の撤去土量：5,800 m³)



堆積土砂撤去(北山川)

奈良県の取組状況 (堆積土砂除去の実施)

取組機関名	奈良県
具体的取組	水防活動の強化に関する事項
主な内容	堆積土砂撤去

○取組内容

平成23年の台風12号以降、大量の土砂が河川内に流入・堆積し、洪水により氾濫する恐れがある。洪水を河川内で安全に流す対策として、堆積土砂の除去工事を実施している。また、追加の処分地の確保が重要な課題となっており、新たな処分地設置の検討を進めていく。

○実施概要・位置図

- 工事名: 神納川 堆積土砂撤去工事
- 工期: R3.12.10~R4.3.25
- 工事箇所: 吉野郡十津川村五百瀬
- 工事延長: 302m



○実施状況

工事前



工事後



奈良県の取組状況 (堆積土砂除去の実施)

取組機関名	奈良県
具体的取組	水防活動の強化に関する事項
主な内容	住民への情報伝達手段の整備、堆積土砂撤去

○取組内容

平成23年の台風12号以降、大量の土砂が河川内に流出・堆積し、洪水により氾濫する恐れがある。洪水を河川内で安全に流す対策として、堆積土砂の除去工事を実施するにあたり、追加の処分地の確保が重要な課題となっており、処分地確保の工事を実施している。

○実施概要・位置図

【工事1】

- 工事名:川原樋川 残土処分場整備工事
- 工期:R3.10.1~R5.2.28
- 工事箇所:五條市大塔町清水
- 工事延長:306m

【工事2】

- 工事名:川原樋川 残土処分場整備工事
- 工期:R4.12.21~R5.8.31
- 工事箇所:五條市大塔町清水
- 工事延長:265m



○実施状況

